令和8年9月17日

東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）
2026年度研究奨励費受給者募集要項

1. 目　的

東京大学外国人留学生特別奨学制度（以下、「東京大学フェローシップ」という）は優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費（以下、「奨励費」という。）を支給することにより、学位取得を目指した本学での学修・研究への取り組みを支援するとともに、特に優秀な私費外国人留学生の受入れを促進することを目的とする。

2. 定　義

この要項において、「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

3. 資　格

東京大学フェローシップの受給者は、本学の大学院に入学する私費外国人留学生のうち、特に優秀な者とする。ただし、受給期間中は、授業料免除との併用及び奨学厚生を担当する理事が指定する奨学金等との併給はできない。また、東京大学フェローシップに採用された場合、授業料免除申請を辞退する必要がある。

4. 申　請

申請者は、所属（予定）部局担当部署の定める期日までに申請書類を当該部局担当部署へ提出すること。

5. 採用者決定

採用者数は、年度によって異なる。

採用者のうち、大学院正規課程に入学する米国又は英国籍の者の一部を、古賀信介奨学基金奨学生として採用とする。

6. 奨励費

月額200,000円

7. 支給期間

奨励費の支給期間は、原則として東京大学大学院学則（昭和28年3月17日評議会可決）第2条に定める標準修業年限まで（研究生にあっては、その研究期間（ただし、支給開始日から1年間を超えることができない。））とする。

8. 支給方法

奨励費は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座へ振り込む。

9. 奨励費支給の停止及び再開

受給者が、休学又は1ヵ月以上にわたり欠席する場合には、奨励費の支給を休止する。その事由が止んだ場合には、奨励費の支給を再開する。

10. 奨励費の支給の打切り

受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励費の支給を打ち切る。その場合、既に支給した奨励費の全部又は一部の返納が必要となることがある。

⑴退学又は転学したとき。
⑵停学の処分を受けたとき。
⑶学年末の研究成果の報告を怠ったとき。
⑷前各号のほか、学業成績不良等、受給者として適当でない事実があったとき。

11. 奨励費の辞退

受給者が奨励費を辞退する場合には、所属部局担当部署へ速やかに申し出ること。

12. 異動の届出

住所、氏名、連絡先等を変更した場合、また、休学、退学、1か月以上の欠席にわたり欠席することが決定した場合等、重要な事項に変更があった場合は、受給者は速やかに所属部局担当部署へ届け出ること。

13. 報告書の提出

受給者は、学年末に研究経過報告書、成績証明書、指導教員の評価書を所属部局担当部署の指示に従い提出しなければならない。提出された書類により、学業成績が不良であると認める場合は、当該受給者に対する奨励費の支給を打ち切る。

14. 提出書類・期限

提出書類:**紙媒体及び電子媒体**(①②、④はExcel、③はWord)
①学業成績及び推薦理由書
※申請者本人が指導教員へ作成を依頼してください。
②個人調書
③研究計画書
④成績評価係数計算
⑤成績証明書
※修士課程新入学者→学部の成績証明書、博士課程新入学者→修士課程の成績証明書

提出期間:**10月13日(火)17時まで【厳守】**

【受取フォルダ】
https://forms.office.com/r/Q96wmfiRFV
※電子媒体はこちらにアップロードください。
※ファイル名は「氏名・提出書類名」としてください。
※申請期間やお問い合わせは上記提出期間内(4月1日以降)としてください。

15. 問い合せ先

教育学研究科 学生支援チーム　gakuseishien.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp